

○内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項を次のように改める。

4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び総合特別区域

推進本部に関する事務の処理を掌理するもの

- 二 知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの
- 三 郵政民営化推進本部に関する事務等の処理を掌理するもの
- 四 国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの
- 五 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務の処理を掌理するもの
- 六 TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、分野別チームを統括するもの
- 七 前号の本部に置かれ、交渉チームを統括するもの

#### 附 則

この府令は、公布の日から施行する。